

○あきる野市保育所条例

平成7年9月1日 条例第75号

(設置)

第1条 あきる野市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき保育所を設置する。

(名称及び位置など)

第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、別表第1のとおりとする。

(開所時間及び休日)

第3条 保育所の開所時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

- (1) 開所時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (2) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(保育所の管理)

第4条 第2条に規定する保育所のうち、別表第2に掲げる保育所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保育所の運営に関すること。
- (2) 保育所の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務に関すること。

(指定管理者の指定の手続等)

第6条 指定管理者の指定の手続等については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年あきる野市条例第2号）の定めるところによる。

2 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条ただし書中「市長が特に必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たとき」とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条を第7条とし、第3条の次に3条を加える改正規定（第6条第1項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	入所定員	備考
西秋留保育園	あきる野市上代継300番地	100人	
神明保育園	あきる野市瀬戸岡446番地	60人	
東秋留保育園	あきる野市野辺1,104番地	120人	
屋城保育園	あきる野市二宮東一丁目12番地9	90人	
すぎの子保育園	あきる野市戸倉783番地	40人	

別表第二（第4条関係）

保育所
西秋留保育園